

訪問看護サービス重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日現在

1 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの提供と種類

事業所名	みろく福祉サービス株式会社 みろく訪問看護ステーション
所在地	〒800-0114 福岡県北九州市門司区吉志 4 丁 19-35 ファミール宮ノ前 102
連絡先	TEL : 093-483-1661 FAX : 093-483-1662
サービス（事業所指定番号）	訪問看護 4067690059
サービスを提供する地域	北九州市 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所のサービス体制（令和 6 年 6 月現在）

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名	0名	1名	業務を統括する
訪問看護師	4名	4名	8名	訪問し看護を実施する
合計	4名	4名	8名	
看護員の内訳	正看護師	3名	7名	
	准看護師	1名	0名	

(3) サービス提供の時間帯

訪問看護ステーションの営業日と営業時間

営業日	月～土曜日（祝、祭日も含む）
営業時間	8:30～17:30

営業しない日	日曜日・8月13日～15日・12月31日～1月3日
--------	---------------------------

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的と運営方針等

当社が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に適正な訪問看護サービスの提供を行うことを目的と致します。

(2) 運営方針

訪問看護サービスの提供にあたり、運営の方針を次のように定めます。

- ①利用者が可能な限り、在宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮して看護サービスを実践いたします。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な看護サービスを提供し、継続的・予防的看護で自立支援いたします。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って看護サービスが効果的・一体的に提供できるように努めます。
- ④医師・医療機関との連携を密にし、その指示に基づき医療行為、看護を行い、その結果を報告し、その行為の理論的根拠と倫理性に基づいて判断するように努めます。
- ⑤行政機関、地域の保健・医療・福祉関係機関、指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、民生委員、ボランティア等近隣住民などとの緊密な連携を図り、訪問看護サービスの提供を行います。

3 訪問看護サービスの内容

病状・障害の観察	服薬管理
清拭・洗髪等による清潔の保持	カテーテル等の管理
食事および排泄等日常生活の世話	療養生活の指導
褥瘡の予防・処置	家族等への介護指導
リハビリテーション	その他医師の指示による医療処置
ターミナルケア	

＜サービスの特記事項＞

- ① 看護師や提供サービスへのご希望は訪問看護ステーションへご連絡ください。
- ② サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。
 - ・ 看護師は、年金等の金銭の取り扱いはいたしません。
 - ・ 看護師は療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。食事の準備など家事等の業務についてはいたしません。
 - ・ 看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしは、必要ございません。

4 利用者負担金

(1) 利用負担金

介護保険の適用がある場合は、利用料の1～3割が利用者負担金となります。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス費は、全額利用者負担となります。

また疾病・病状により、医療保険や他の制度が適応される場合などは説明させていただきます。

[サービス基本料金：提供時間 8：00～18：00未満]

利用時間	訪問看護（1割負担）	介護予防訪問看護（1割負担）
20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分～1時間未満	823単位	794単位
1時間～1時間30分未満	1128単位	1090単位
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の場合	294単位	284単位

[料金の割増：提供時間 18：00～翌朝8：00未満]

割増の対象	割増率
早朝（午前6時～午前8時未満）	25%増
夜間（午後6時～午後10時未満）	
深夜（午後10時～翌日午前6時未満）	50%増

[その他の加算料金]

複数名訪問看護加算	看護師等二人の場合(I)	看護師等と看護補助者の場合(II)
30分未満の場合	254単位	201単位
30分以上の場合	402単位	317単位

初回加算	300単位（退院日の訪問は350単位）
退院時共同指導加算	600単位（初回加算は算定しない。）
緊急時訪問看護加算（I）	600単位／月
特別管理加算	（I）500単位／月（II）250単位／月
ターミナルケア加算	2500単位

（2）営業日以外の訪問看護追加利用料

(30分毎)	8時～18時	早朝：午前6～8時 夜間：午後18～22時	深夜：午後22時～翌朝 午前6時
平日 月～土曜日	なし	1,000円	1,500円
日曜日 8月13～15日 12月31日～1月3日	1,000円	1,500円	2,000円

(3) 自費（保険外）での訪問看護利用料：[30分につき]

8~18時	早朝：午前6~8時 夜間：午後18~22時	深夜：午後22時~翌朝午前6時
4,000円	5,000円	6,000円

注：亡くなられてからの訪問は、保険適応外となり、自費（保険外）の利用料となります。

エンゼルケア	10,000円
--------	---------

- ・医療保険対応の場合等は、別料金になります。
- ・介護保険適応外のサービス利用料金は、全額が利用者の自費負担となります。（病院受診同行等）

(4) 交通費

- ・北九州市にお住まいのご自宅に訪問した時の交通費は無料です。
- ・北九州市以外の地域にお住まいの方のご自宅に訪問した時の交通費は一律200円を頂きます。
- ・高速代やトンネル交通費は別途実費で頂きます。
- ・駐車場代が必要な場合は、別途実費で頂きます。

(5) 衛生材料費

- ・自費請求させて頂きます。

(6) キャンセル料

- ・訪問の中止、変更等の連絡は前日までにお願い致します。

連絡がなく自宅まで訪問した場合	2000円／回
-----------------	---------

連絡先：みろく訪問看護ステーション TEL：093-483-1661

緊急時連絡先： 080-7988-2872

FAX：093-483-1662

5 利用者負担金の支払い方法

当月のご利用請求書は翌月15日頃にお渡しいたします。

利用者は、当月の料金の合計額を翌々月6日までにお支払いをお願いいたします。

- 口座振込
- 現金払い
- 金融機関振替

《当社取引銀行》 福岡銀行 門司駅前支店

普通預金：口座番号1999439

口座名義：みろく福祉サービス株式会社

（当社は安全・便利・確実な「口座振替」の選択をお願いしております。）

<領収書の発行>

当社は利用者から利用者負担金の支払いを確認後、領収書を発行いたします。

6 緊急時の対応等

サービス提供中に容態の変化などがあった場合、その他必要な場合は速やかに主治医、医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。また、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡します。

7 相談窓口・苦情対応

当社利用者相談窓口	相談窓口	ご利用相談室
	ご利用時間	午前 8 時半～午後 5 時半 (ただし営業日のみ)
	ご利用方法	TEL 093-483-1661
	担当者	管理者 円城寺由貴

北九州市の相談窓口

保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当 (直通)

門司区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-331-1894
小倉北区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-582-3433
小倉南区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-951-4127
若松区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-761-4046
戸畠区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-871-4527
八幡東区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-671-6885
八幡西区役所 保険福祉課 (介護保険担当)	093-642-1446
福岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険相談室)	092-642-7859

8 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は当該利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速かつ適切に対応します。
- (2) 利用者に対する看護の提供により損害すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

損害賠償保険

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保健の内容	「対人・対物賠償」「人格権侵害」「初期対応費用」「訴訟対応費用」

9 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます ①虐待防止責任者を選任しています。②苦情解決のための体制を設備しています。③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。④サービスの提供中に、養介護従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を 発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

住 所 福岡県北九州市門司区吉志4丁目19-35

ファミール宮ノ前102

事業者名 みろく福祉サービス株式会社 みろく訪問看護ステーション

指定番号 4067690059

代表者名 代表取締役 村上 順子 印

<説明者>

氏名 : _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護ステーションについて重要事項の説明を受けました。

<利用者>

氏名 : _____ 印

利用者代理人氏名 : _____ 印

個人情報の利用目的に関するご案内

当社は、サービス提供に際して得た、利用者の個人情報に関して、その利用目的を下記の通りに定め、個人情報の利用目的をあらかじめ公表または通知しています。

また、利用者との間に直接書面による契約の機会がある場合には、個人情報の利用目的について明示または同意の取得をさせていただいております。なお、法令に定める場合等を除き、事前に利用者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしておりません。

【 具体的な利用目的 】

- ① 利用者へのサービス提供（サービスの一部を業者へ委託している場合は、その業者への情報提供を含みます。）
- ② 利用者にサービス提供している、他の居宅介護支援事業者、サービス提供事業者との連携（サービス担当者会議等）、問合わせ、照会等への回答
- ③ サービス利用料金の請求（介護保険等公的機関への請求を含みます。）
- ④ 損害賠償保険に関する保険会社への相談、届出等。
- ⑤ サービスの質向上のための、社内研修・事例研究等。
- ⑥ 人材養成機関からの実習生受入れに関する協力。

個人情報の開示に関する同意書

各サービスの円滑な提供を目的に、サービス担当者会議等の場で、居宅介護支援事業者並びにかかりつけ医に対して、私、及びその家族の個人情報を開示する事に同意いたします。

令和 年 月 日

<利用者>

氏名 _____ 印 _____

<利用者家族>

氏名 _____ 印 _____